

越 子 第 2 4 号
令和 2 年 4 月 9 日

保 護 者 様

越生町長 新 井 雄 啓

緊急事態宣言を受けての保育所への登園自粛について（お願い）

日頃、町の児童福祉行政につきまして、ご理解とご協力をいただきありがとうございます。
ございます。

このたび、4月7日に埼玉県の新型コロナウイルスの感染拡大に伴う緊急事態宣言が発令されたことを受け、埼玉県民は可能な限りの外出の自粛が求められたところです。

感染の拡大防止を徹底するため、保護者の皆様には5月6日までの間、仕事でお休みの方（育児休業等含む）や祖父母等の協力が得られる方など、家庭での保育が可能な場合は、登園を控えてくださるようご協力をお願い申し上げます。

利用者負担額（保育料）の4月分につきましては、登園を控えた日数に応じ、日割り計算による減免を実施することといたしました。

保育所を安心・安全にご利用いただくためのお願いでございます。保護者皆様のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

※現在のところ、仕事等の都合で利用されている方の登園を妨げるものではありませんが、施設関係者が感染した場合や越生町及びその周辺地域で感染が拡大した場合などには、今後利用制限や閉園することも想定されます。

※育児休業明けで仕事復帰する方のうち、事業者から育児休業の要請があった場合や保護者が感染症対策として育休延長する場合などには、今年度に限り復帰時期をそれに合わせて延長する対応を行います。

【 保育料の取り扱いについて（0歳～2歳児） 】

対 象 者 令和2年4月8日から5月2日までの間で、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、協力保育により登園を控えた児童の保護者

申請方法 5月20日（水）までに、別紙「特定教育・保育施設等利用者負担額減免申請書」を保育園に提出してください。

※事前に保育園に自粛する期間を連絡してください。

※保育料は通常どおり引き落とし、後日減免分を保育料の引落口座に還付いたします。

※緊急事態宣言の期間が延長された場合は、対応を延長することがあります。

※利用者負担（保育料）のみが対象となります。3歳～5歳児の給食費は施設で対応を行います。

越生町子育て支援課 成野

TEL 049-292-3121（内線 162）